

千葉市教育・文化・スポーツ等功労者褒賞要領

1 目的

この要領は、教育、文化及びスポーツ等の分野において優れた成績をおさめたものの功績を讃え、褒賞することにより、教育・文化及びスポーツ等の振興を図ることを目的とする。

2 対象者及び褒賞基準

(1) 対象者 千葉市内に在住・在学・在勤の者又は千葉市内の団体

(2) 褒賞基準 ア 世界的な規模の大会等において、入賞相当以上の成績をおさめたもの。

イ アジア地域等、世界の一部地域を対象とした大会等において、3位相当以上の成績をおさめたもの。

ウ 全国規模の大会等において、優勝相当の成績をおさめたもの。

エ 教育・文化・スポーツ等の振興に関し、特に功績が顕著であるもの。

3 褒賞の方法

褒賞は、毎年1回、賞証の贈呈により行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時行うことができる。

4 褒賞の決定

褒賞者は、総合政策局長が関係局長等と協議のうえ、市長の承認を受け決定する。

5 褒賞の取消し

市長は、この要領による褒賞を受けたものがその責めに帰すべき行為により著しくその名誉を失ったと認められるときは、その褒賞を取り消すことができる。

附 則

この要領は、昭和59年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。